

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年4月24日、第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、「企業年金の加入者のための運用の見える化」について議論が実施されました。

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39885.html

1、企業年金の加入者のための運用の見える化（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

○DBの加入者のための運用の見える化

・DBにおける加入者への周知・報告書の提出の現状

- －事業主・基金が毎事業年度1回以上、加入者へ業務概況の周知を実施する。
- －毎年、事業及び決算に関する報告書を厚生労働省（地方厚生局）へ提出し、厚生労働省において報告内容の確認、必要な照会等を実施する。当該報告書の一部の項目について、厚生労働省が統計として集計・公表している。

○DCの加入者のための運用の見える化

・企業型DCにおける主な情報提供・報告書

- －事業年度ごとに事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書が厚生労働省に提出される。
- －運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合には、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている。また、運用関連運営管理機

関は、自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている。(運用の方法の一覧の公表のあり方は、運営管理機関ごとに異なっている)

一企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも1回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等を当該加入者等に通知しなければならない。

○(参考) 米国における企業年金の情報開示、企業年金の運用に係る情報開示の日米比較

○本日の議論のポイント(加入者のための運用の見える化の目的・意義)

「資産運用立国実現プラン」において、企業年金の改革として、他社と比較できる形で加入者のための運用の見える化の充実を行うこととされているところ、企業年金の運用に関する情報について、他社と比較できる見える化を行うことの目的や、加入者の利益に資する意義は、以下のとおり。

- ・これまでも、自分が加入している企業年金の情報については、加入者等本人には適切に通知されているが、今回の「見える化」では、他社の企業年金の状況が公開される。
- ・企業年金は、従業員の老後の生活を保障し、現役期・退職以降を通じて安心と生活の質の向上をもたらす重要な手段である。
- ・このため、企業年金の運用についても適切に行われることが重要であるところ、他社の企業年金の情報を活用することにより、
 - 一DBにおいては、運用の基本方針や政策アセットミックスの見直し、運用委託先の評価や選定に役立てることや、
 - 一DCにおいては、運用の方法の選定について、運営管理機関との対話を促進したり、加入者に対する情報提供や継続投資教育の在り方を充実させることが考えられる。
- ・この結果、DBにおいては運用の効率性を高めることなどを通じて、DCにおいてはより適切な運用の方法が選定されることなどを通じて、加入者の利益になるような効果が期待される。
- ・また、企業年金の担当からは、加入者が自社の企業年金に関心を持っていないことへの悩みが多く聞かれるところ、今回の「見える化」が、広く就労世代の企業年金に対する関心を高めたり、適時の見直しに向けたモチベーションとなるなど、労使間の話し合いが活発化し企業年金のガバナンス向上につながる効果も期待される。

○本日も議論いただきたい点

<加入者のための他社と比較できる見える化>

企業年金の加入者のための運用の見える化として、具体的な方法、開示項目についてどのように考えるか。例えば以下のような方法、開示項目はどうか。

《DBの見える化》

- ・開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告)
※運用状況(運用の基本方針等)や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要(事業報告書に追加)
- ・開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・開示対象要件として規模要件を設ける。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)

《DCの見える化》

- ・開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告)(RK経由の報告を想定)
- ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・開示は全事業所を対象とする。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)
- ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

<情報開示の対象とするDBについて>

- ・DBの見える化については「規模等の状況にも配慮し」とされているところ、規模要件についてどのように考えるか。例えば、加入者の大部分及び基金をカバーできる範囲としてはどうか。(加入者数や一定規模以上の積立額で区切る等)

2、委員からの意見(開示項目・開示方法について)(一部抜粋)

《全般、DB・DC共通》

- ・現状行っている報告をベースとすること、厚生労働省が開示に係る対応をすることについては大筋合意。
- ・企業年金離れに繋がるおそれもあるので、事業主の負担が増えることは避けてもらいたい。
- ・加入者が開示された情報を正確に理解できるよう、金融リテラシーを高めることも重要。金融経済教育推進機構を活用できると良い。
- ・日本は、秘匿すべきもの以外はオープンにすべきという米国とは違うので、数字を出

したことによる誤解が大きくなる懸念はしている。(例えば、平均値等について、それが標準・基準であるといった印象を与える等) 項目を決めるにあたり、一つ一つを検証し、誤解を与えないように解説等を載せないと間違った方向に使われる可能性もある。

- ・開示単位としては、規約ごとではなく、経営陣に対して制度運営主体として責任を認識していただくことにも繋がりやすいので事業主ごとの方が望ましい。
- ・加入者の利益のための見える化の充実という目的については賛成。ただ、情報の開示については、企業年金は各社が人事報酬戦略に基づいて設定しているので、開示された情報を単純比較するのは本意ではない。開示対象はそもそも比較可能性が高いものや加入者にとって必要なものとすべき。事業主の事務負担が生じないように既存のものに基づくのはもちろんだが、組織の機微な情報に関わるものは開示すべきではない。
- ・運用利率や想定利回りだけが注目されることで、予定利率や想定利回りの引上げを誘導するような事態が懸念される。必要以上にリスクをとった運用をすることは受給権保護にも関わることなので、そのような事態は避ける必要がある。開示の内容、とりわけ広報、解釈の仕方は、そのような事態が生じないように慎重に検討する必要がある。
- ・情報開示をすることで、企業年金のリサーチが促進される方向に行けばいい。特にアカデミックな領域で利用可能なデータが増えると、より中立的な研究が進むことが期待できる。紙やPDFで開示するのではなく、より利用しやすいようなタイムリーな形式で公表してほしい。あわせて、開示によりネガティブな情報が広がることを防ぐ観点から、厚労省で選択・集約した結果も示せると良い。

《DB》

- ・専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については、何をもって専門人材というのか等、検討すべきである。証券アナリスト資格保有者が何名であるとか、形式面に沿ったものになると意味はない。
- ・DBの事業及び決算に関する報告書については、現在紙で厚生労働省に報告しており、統計処理の関係で情報が公表されるまで1～2年かかっていると聞いている。見える化は加入者のために行うものにつき、情報開示はリアルタイムに実施することが重要。必要な予算を確保のうえ、電子化を進めていただきたい。
- ・見える化を進めるために、事業者側に過度な負担が生じることを無いようにしてほしい。特に専任の担当者を置くことが難しい中小企業にとっては負担が大きくなる。最終的には全てのDBで情報開示をすることが望ましいとは思いますが、見える化による負担がわからない状況であるので、一定規模以上のDBから開示をスタートし、状況を見ながら、段階的に開示対象を広げることを検討してほしい。
- ・加入者のための見える化は、小さい企業にこそメリットがあると思うので、開示対象

を規模で線引きするのはどうなのか、という考えもある。DC では加入者の少ない事業所も対象であるので、それとのバランスも考える必要がある。

《DC》

- ・商品ラインアップの開示が、商品の手数料、実績ではなく、商品名だけになってしまうと、加入者は参考にしづらく、投資信託等に関心の高い限られた層だけへのアピールになる可能性もある。広く加入者に利益をもたらす見える化をするのであれば、各運営管理機関の商品ユニバースへのアクセスを良くし、比較に適した形に整備することの方が、個社の商品ラインアップを開示するよりも優先順位が高い。これを加入者の利益向上のために有効活用するならば、厚生労働省と金融庁が協力し、非常に高い手数料の商品を出している運営管理機関については、商品選定理由をヒアリングするなどの取り組みも考えられる。
- ・投資教育の実施状況も重要だと思うので、開示項目に入れてほしい。

最後に部会長より、以下の趣旨の発言がありました。

- ・加入者のために何らかの見える化を考えていこうという方向性については異論がないと思うので、資料1・21ページの方角で今後議論を進めていくことについては合意されていると考えている。(委員からも異論なし) 詳細な開示項目や、実務上の問題点等は、21ページの方角や本日委員より指摘された問題点を踏まえて、今後事務局にて引き続き検討を続けていただこうと思う。

また、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

***** メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本・年基-202404-170-0037-D